

米価下落から稲作農家の経営を守ることを求める意見書

2014 年産米の生産者米価が大きく下落している。

高知県や宮崎県、鹿児島県などの超早場米が消費地での取引価格で「前年を 4,000 円下回る 12,000 円台（一俵 60 キログラム）」になるなど、稲作農家にとって深刻な大暴落となっている。実際に全国各地の J A の概算金（米買い取りの際に生産農家に支払う）は 8,000 円前後に引き下がっている。

これは、新米が前年産を下回る新米価格であり、農林水産省調査による 60 キログラム当たりの生産費約 16,000 円を大きく割り込むものである。

さらに、ことしから米の直接支払交付金が半減され、米価変動補填交付金も事実上廃止されたもとで、この米価下落を放置すれば稲作農家の経営は成り立たず、日本の主食である米の確保が困難になるという異常事態に立ち至ってしまう。

2013 年、2014 年度の基本指針を決めた 2013 年 11 月、「食料・農業・農村政策審議会食糧部会」で、ことし 6 月末の在庫が 2 年前に比べて 75 万トンもふえる見通しを政府は認識していたことでもあり、本来、主食である米価の安定に責任を持つことは政府の重要な役割である。

よって、国におかれては、次の事項を実現されるよう強く要望する。

- 1 国が掲げる「地方創生」の上でも、地域経済、地域社会を支える基幹産業である農業を守るにふさわしい抜本的な米価下落対策をとった上に、米の需給と価格の安定に責任を持つ米政策を実現すること。

以上、地方自治法第 99 条の規定により意見書を提出する。

高知県議会議長 浜 田 英 宏

内閣総理大臣 }
農林水産大臣 } 様